

令和7年度事業報告

I はじめに

能登半島地震発生から2年5か月が経ちました。まだまだ復興は道半ばですが、令和8年2月9日には、「日司連災害復興支援事務所 穴水司法書士相談センター」が開設されました。毎日、多くの方が相談に訪れ、手続きを依頼されているとの報告を受けており、大きな一歩を踏み出せたことを感じております。中部ブロックの一員として岐阜県司法書士会から巡回相談へ相談員を派遣しました。被災者の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻すことを願ってやみません。

令和7年には、日本の憲政初の女性首相が誕生しました。また、日本での開催は20年ぶりとなった大阪・関西万博には、多くの方が海外から訪日されました。このような目新しいことが起こる中、我々司法書士業務の中でも、毎年のように様々な法改正がされております。令和6年に開始された相続登記義務化をはじめ、住所変更登記の義務化に向けた検索用情報の申出、所有不動産記録証明制度の開始、また、商業登記では休日会社等の設立日とすることが可能となるなど様々な改正施行により、対応する業務にも大きく影響を受けることとなります。専門家として知らなかったでは済まされないことであり、適正な業務執行のため当会から会員への情報提供をしっかりと行っていくとともに、研修の重要性を実感しております。

近年、当会では、会員が多く研修の機会を得られるよう様々な集合研修やWeb配信を行っております。また、日司連研修総合ポータルを利用することにより、会員はいつでも研修を受講することが可能であります。しかしながら、当会会員の研修単位の取得状況は相変わらず低調であり、今後課題を残しています。

また、地面師たちという映画が話題となりましたが、残念ながら、大阪で地面師グループに司法書士が関与したとして逮捕されたのは記憶に新しいところであります。司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第29号）が令和元年8月1日に施行され、「国民の権利を擁護し自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が司法書士の使命とされました。この使命規定からも考えられるように、各司法書士が適正な業務を行い、今後より一層の使命感、倫理感を持って業務を行う重要性を感じております。

総括は以上であり、各重点事業に関する報告は以下のとおりです。

Ⅱ 事業目標を達成するための重点項目

令和7年度は、次の4つの重点項目に基づいて各種の重点事業に取り組んだ。

- 1 相続登記相談をはじめとする総合的な相続の専門家として市民への法的サービスを提供する事業
- 2 進展する司法書士業務のデジタル化・DX化等法改正に対応する事業
- 3 持続可能な会組織への変革検討
- 4 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業

Ⅲ 重点事業

- 1 相続登記相談をはじめとする総合的な相続の専門家として市民への法的サービスを提供する事業
 - (1) 司法書士総合相談センターの活用方法の検討とその運営
 - ・面談相談、Webによる相談を実施し、総合相談センターの拡充を行った。
 - (2) 相続登記相談センターの効率的な運営
 - ・電話相談を毎月行った。
 - ・市民への周知のための広報活動
 - ・相談事業推進に関する全国実務担当者会議に参加した。
 - ・相談センター長会議を開催し情報交換した。
 - (3) 法教育活動の充実
 - ・従来から行っていた高等学校への法教育講座（12校）のほか、岐阜県と連携して高等学校のほか中学校や特別支援学校等への法律の専門家による消費生活出前講座（19校）を行った。
 - ・「親子法律教室」に関する担当者会議に参加した。
 - (4) ギャンブル依存症の問題と権利擁護事業の推進
 - ・岐阜県の多重債務無料相談へ相談員を派遣した。
 - ・岐阜県依存症地域支援連携会議に参加した。
 - ・岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会に参加した。
 - ・岐阜県自殺対策協議会等に参加し情報交換、情報提供の機会を設けた。
 - ・市民救援事業に関する説明会に参加した。
 - ・経済的困窮に関する特別相談会を開催した。
 - ・意思疎通支援と合理的配慮に関する担当者会議に参加した。
 - (5) 地方自治体、法務局及び関連機関との連携
 - ・自治体及び法務局からの依頼に応じて相談員及び委員を派遣した。
 - ・空き家問題及び災害発生時における自治体との協定締結等の検討を行った。
 - ・災害ケースマネジメントに関する県主催の説明会に参加した。

- ・岐阜地方法務局、岐阜市、各務原市、大垣市とシステムの標準化に伴う評価額通知書の取扱いに関する協議をした。

2 進展する司法書士業務のデジタル化・D X化等法改正に対応する事業

- (1) 民法等の一部改正法施行への対応
 - ・子の養育に関する民法改正
 - ・戸籍法の一部改正への対応
- (2) 改正不動産登記法への対応
 - ・住所変更登記の義務化への対応
- (3) 裁判手続のI T化への対応
 - ・民事裁判I T化に関する担当会議に参加した。
- (4) 公正証書作成手続のデジタル化への対応
 - ・会員に対して適宜情報を提供した。

3 持続可能な会組織への変革検討

- (1) 司法書士会館の在り方についての検討
 - ・「会館建設検討P T」による会議を開催し、会館の在り方を検討した。
- (2) 組織改革の検討
 - ・持続可能な組織運営のための財務状況の検討を行った。
- (3) 会議等活動の適正額の検討
 - ・物価高騰による適正額を検討するとともに旅費規程の改正を行った。
- (4) 事務局体制の検討
 - ・現状と問題の把握に努めた。
- (5) 司法書士制度のブランド力向上と制度広報のための広報事業の拡充
 - ・マスコミ、行政及びホームページ等を活用した広報を行うとともに、新しく「X」に投稿することによる広報を行った。
 - ・大学生等に向けた「ガイダンス事業」に関する担当会議に参加した。

4 成年後見制度及び財産管理業務を中心とした司法書士業務を充実する事業

- (1) 成年後見制度利用促進計画への対応
- (2) 財産管理業務、未成年後見業務への取組みの強化
 - ・財産管理人制度推進委員会の開催及び講習会を開催し、規則31条業務への取組強化に努めた。
 - ・岐阜地方裁判所からの管理人候補依頼に対し会員を推薦した。
 - ・所有者不明土地管理人の推薦をした。